

長浜市地域経営改革会議（令和6年度第1回）次第

日時：令和6年7月17日（水）15：30～

会場：長浜市役所本庁3階 特別会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

（1）施設使用料等の見直しの実施について

（2）長浜市職員働き方改革の取組について

4 その他

5 閉 会

配付資料

【資料1－1】施設使用料等の見直しに関する基本方針

【資料1－2】施設使用料等の見直しの状況について

【資料2】長浜市職員働き方改革の取組について

【参考】長浜市地域経営改革会議委員名簿、長浜市地域経営改革会議規則

施設使用料等の見直しに関する基本方針

平成19年11月20日
平成30年7月3日一部改定
令和6年2月21日一部改定
滋賀県長浜市

1 目的

長浜市公共施設見直し方針（平成19年11月1日策定）に基づき、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、サービスの公共性や受益性の度合いなどに応じ、施設使用料等の見直しを行い、適正化を図ることとする。

2 基本方針

(1) 受益者負担の原則

施設の維持管理費等に要する経費は、税で賄い、市民全体で負担することとなるが、使用料として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条に基づき、公共施設等の利用者からその利用の対価を負担していただいている。

このことから、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とする。

(2) 体系的な施設使用料の設定

使用料の算定方法を明らかにすることは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知るとともに、納税者が税負担の適正性を確認する上でも重要なことだと考える。

このため、施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者で負担する部分と税で負担する部分を明確にするとともに、使用料の設定単位や同種の施設については料金をそろえるなど、市民にとってわかりやすい使用料設定を行うこととする。

(3) 施設使用料減免基準の見直し

施設使用料は、その施設を利用される人から等しく負担していただくことが原則であるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なうとともに、利用者層の固定化を招く恐れを生じることとなる。

そこで、これまでの減免基準の見直しを図り、市民にとってわかりやすく、かつ利便性を高めるため、施設使用料の減免及び減免見合い分の補助金交付については、原則として廃止し、使用料金の複数段階設定により、利用者負担の軽減を行う。また、受益者負担の原則を徹底するための適切な運用を目指すため、使用料金の複数段階設定については、対象の明確化を図る。

【使用料金の複数段階設定のイメージ】

利 用 区 分	単 位	金 額
一 般	1 時間	1,000 円
市・市教育委員会・当該施設の指定管理者の共催事業		500 円
中学生以下の子どもが利用する場合		500 円
市外の方の利用、営利目的をもって催物を行う場合		2,000 円

3 使用料見直しの範囲

(1) 見直し対象施設

長浜市公共施設等総合管理計画に記載されている施設のうち、行政財産であり、条例に使用料が規定されている（規定が無いため無料としているものも含む。）施設（長浜市港湾等管理条例）

(2) 見直し対象外施設

①法令等により、使用料を徴収することができない施設

例：小学校、中学校、図書館 など

②法令等により、算定基準が規定されている施設

例：市営住宅、デイサービスセンター など

③利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担をもとめることが適切でない施設

例：道路、公園 など

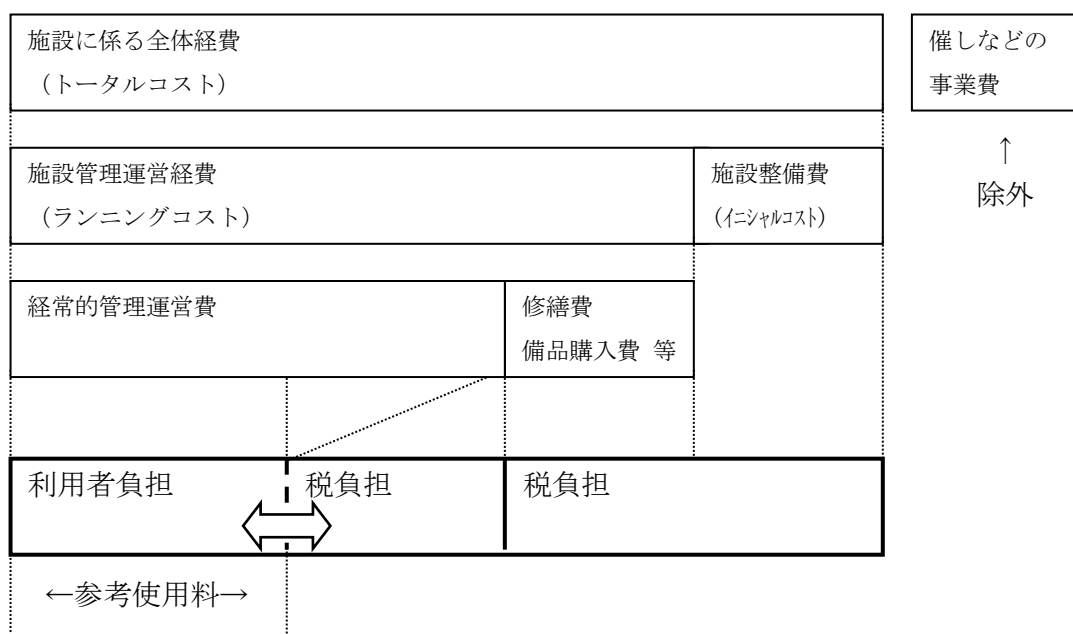
4 施設使用料の設定

(1) 負担区分

公共施設については、行政サービス基盤の整備、市民活動・地域活動の支援といった観点から、使用料収入のみではなく、市が一定の税負担により施設の整備・管理運営を行うことも必要と考えられることから、使用料については、市の共通ルールとして、施設の維持管理・運営に係る経費のうち経常的管理運営費の一定割合を利用者負担とすることを基本とし、次の基本式により設定する。

$$\boxed{\text{参考使用料} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}}$$

【施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図】



(2) 経常的管理運営費について

次の経費を経常的管理運営費として算入する。

項 目	内 容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費（財務書類4表のうち行政コスト計算書における賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を含む。）。他の業務や他の施設と兼任している場合等については、当該施設の維持管理や運営に携わる分を按分して算入する。
物件費	光熱水費、委託料など施設の維持管理や運営に係る経費。施設で行われる自主事業等の経費や備品購入費は除外する。
補助費等	施設の火災保険料など

(3) 原価の計算方法

ア 貸し切り利用の施設

ホールや会議室、グラウンド等のように、ある一定の区画（部屋）を貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの原価を計算した上で、利用面積を乗じて、原価を計算する。

$$\text{原価} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間当たりの原価} \times \text{利用面積}$$

ここで、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの原価＝経常管理運営費÷利用可能面積合計÷利用可能時間とする。

イ 不特定多数利用の施設

プールなどのように、ある一定の区画（部屋）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの経常的管理運営費を原価とする。

$$\text{原価} = \text{経常的管理運営費} \div \text{施設利用者目標数}$$

(4) 利用者負担割合

使用料の設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かちあうことが必要である。

そこで、施設のサービスの性質を次の二つの基準により分類し、その公共性に応じて「税負担」と「利用者負担」の割合を設定する。

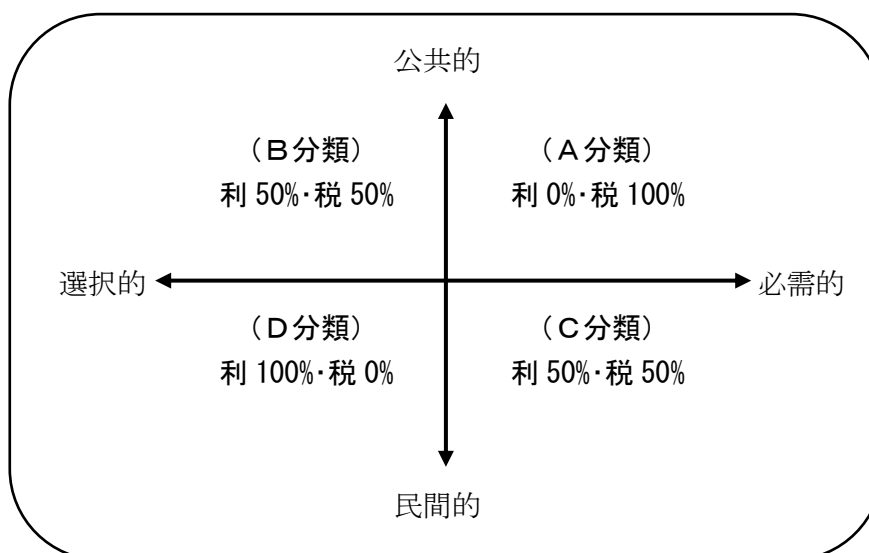
① サービスが必需的なものか、選択的なものか

- ・ 必需的サービス 市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス
- ・ 選択的サービス 市民が生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス

② サービスが民間的なものか、公共的なものか

- ・ 民間的サービス 民間でも同じような施設が提供されているサービス
- ・ 公共的サービス 民間では提供されにくいサービス

【施設の性質別分類のイメージ図】



【施設の性質別分類と負担率】

分類	主 な 施 設	負担割合
A	道路、公園 児童館	利用者 0% 税 100%
B	社会福祉施設 まちづくりセンター施設	利用者 50% 税 50%
C	保育園、認定こども園、幼稚園（*）	利用者 50% 税 50%
D	文化施設、スポーツ施設 宿泊施設、駐車場（*）	利用者 100% 税 0%

注 *印（単に施設を利用するというより、そこで提供されるサービスの利用にかかる対価としての性質をもっている施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設）は、他の基準で使用料を決定するもの。（位置付けだけを参考として表に記載）

(5) 新使用料の設定基準

新使用料は、(1) で求めた参考使用料を基本として、現行使用料及び市内外の類似施設使用料を比較検討した上で、原則として次の基準により設定する。

- ① 全ての見直し施設について、新使用料は、1 時間単位かつ 1 0 円単位の設定とする。
- ② 類似施設や同規模施設については、同じ部類に属する参考使用料の平均値を基本として、新使用料を設定する。
- ③ 条例等に表示する使用料の金額表記は、すべて内税表記とする。

(6) 新使用料の複数段階設定

新使用料の複数段階設定については、新使用料に次の割合を乗じることを基本としてアに基づき設定することとする。また、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、イに基づき設定することとする。

なお、やむを得ず開館時間以外の時間に施設を使用させる場合は、新使用料の複数段階設定の 1. 5 倍を目安として設定することとする。

ア

市、市の行政委員会及び当該施設の指定管理者が主催又共催（人的又は金銭的な負担を要するものに限る。）する事業	5 0 %
中学生以下の子どもが利用する場合	5 0 %
市外の団体若しくは個人が利用する場合又は施設の設置目的以外の目的で利用する場合	2 0 0 %

イ

中学生以下の子どもが利用する場合	50%
団体（20人以上）が利用する場合	80%
旅行券契約を締結した旅行業者の発行した旅行券を精算する場合	施設ごとに設定

5 急激な負担増への配慮

4により、新使用料が設定されるが、これまで利用のほとんどが無料若しくは免除となっている場合又は、新使用料が1時間当たりの現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となるため、原則として次のような対応を図ることとする。

- ①現行使用料が無料の施設又は利用者の9割以上が減免等により無料で利用している施設については、200円を上限として設定する。
- ②新使用料が現行使用料の2倍以上になる場合は、利用者の急激な負担増とならないよう、新使用料は現行使用料の2倍を目安として設定する。

6 使用料の見直しにあたって

施設使用料の見直しにあたっては、次の事項に留意しつつ、今後3年を目途に継続的に見直しを行っていくこととする。

- ①受益者負担の考え方、新使用料の設定根拠、減免規定の見直し理由などを明確にし、市民にわかりやすく説明するよう努めること。
- ②使用料の増額は、施設利用者数の減少につながりかねないことから、施設内サービスの向上を図るとともに、利用者数の維持・増加による使用料収入を確保するよう努めること。
- ③合理的・効率的な施設の管理運営を行い、維持管理コストの削減に努めること。

施設使用料等の見直し状況について

1 経過

本市の施設使用料等については、前回見直しを行ってから約5年が経過し、物価高騰や光熱水費、人件費の上昇等、施設をとりまく状況の変化により、施設の維持管理に係る経費が増大しています。また、地方公会計制度を活用した財務書類の分析においては、本市の受益者負担比率は、類似団体平均と比較して極めて低い状況にあり、適正な水準への移行が必要です。

こうしたことから、「施設使用料等の見直しに関する基本方針」に基づき、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化を図るため、指定管理者や利用者への聞き取りも適宜行い、見直しを実施しています。

【参考】

		H24 年度 (百万円)	H30 年度 (百万円)	R4 年度 (百万円)	増減率 (H24→R4)	増減率 (H30→R4)
人件費		10,119	9,695	10,360	2.4%	6.9%
施設維持 管理費	光熱水費	546	593	693	26.9%	16.9%
	委託料	594	923	1,287	116.7%	39.4%

2 対象施設等

対象施設 139施設
 条例数 40件
 施設所管課数 17課

3 見直しの方向性

- ・受益者負担の原則に基づき、6割以上の施設で使用料見直しを予定。
- ・会議室等の面積や用途等により施設間で調整を行い、均一な使用料設定となるよう見直し（改定や削除等）。
- ・施設の経常的維持管理経費を基本として、それぞれの状況下で、同種施設、近隣施設、民間施設、現在の使用料との乖離、他の施策との関係、見直しによる波及効果、指定管理者の料金設定の状況、利用者の意見等を総合的に判断し、各施設の使用料を設定。
- ・一部施設では、施設の利用状況を踏まえ、市内と市外、平日と休日など、使用料を複数段階で設定。
- ・使用料の減免を行っている施設については、基準に照らして適正に処理されているか確認し、現行どおりとする見直し。

4 施設類型ごとの見直しの方向性

大分類	施設類型	主な施設 ()は施設数	方向性
生涯学習系施設	まちづくり施設	まちづくりセンター(19)、養蚕の館、虎姫時遊館、長浜市民交流センター、ながはま文化福祉プラザ（交流広場）等	面積や用途等により施設間で調整 現行の1.2～2.0倍を中心に 見直しの見込み (例：まちづくりセンター 会議室 100 円→200 円)
	文化ホール	長浜文化芸術会館ほか 5 施設	大ホールの規模により施設 間調整、休日・平日の区分を 設定 現行の1.2～1.5倍を中心に 見直しの見込み (例：ホール 3,360 円→ 4,800 円)
	博物館・資料館	長浜城歴史博物館ほか 7 施設	据え置き～1.2 倍の範囲で 見直しの見込み 小中学生は据え置き (例：入館料 410 円→500 円)
	スポーツ施設	長浜伊香ツインアリーナ、球場(2)、 長浜市多目的競技場、グラウンド (6)、プール(2)、体育館(8)、テニス コート(5)、屋内運動場(3)等	据え置き～2.0 倍の範囲で 見直しの見込み (例：体育館アリーナ 2,040 円→2,500 円)
	レクリエーション・観光施設	大見いこいの広場、ウッディパル余 呉、高山キャンプ場、妙理の里、湖 北野鳥センター、健康パークあざ い、長浜鉄道スクエア、慶雲館	据え置き～2.0 倍の範囲で 見直しの見込み 利用実態ないものは削除 (例：キャンプ場 10,470 円 →13,000 円)
	宿泊施設	己高庵	据え置きの見込み
産業系施設	勤労者福祉施設	長浜市勤労青少年ホーム、長浜勤労 者総合福祉センター、長浜バイオイ ンキュベーションセンター	据え置き～2.0 倍の範囲で 見直しの見込み (例：勤労青少年ホーム 200 円→400 円)
	物販施設	湖北みずどりステーション、奥びわ 湖水の駅	利用実態ないものは削除
	漁港・船だまり	漁港・船だまり(17)	据え置きの見込み

福祉系施設	高齢者福祉施設	福祉ステーション(9)	現行の1.5～2.0倍に見直しの見込み (例：福祉ステーション 会議室 200 円→300 円)
	地域総合センター	長浜地域総合センターほか 2 施設	
行政系施設	庁舎	本庁舎（多目的ルーム）	据え置きの見込み
	その他行政系施設	姉川コミュニティ防災センター	
都市基盤施設	公園	豊公園（駐車場）、神照運動公園（レクリエーション広場）	据え置きの見込み
	駐車場・駐輪場	駅駐車場(9)、駅駐輪場(10)	据え置きの見込み 無料施設は変更なし
	駅関連施設	駅関連施設(7)	据え置きの見込み 無料施設は変更なし
	墓地	墓地(4)	据え置きの見込み

※指定管理施設の利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て決定。

5 今後のスケジュール

令和6年6月	定例会議会各常任委員会にて見直し状況の報告
9月	定例会議会 条例案提案
令和7年4月	新使用料適用

職員のモチベーションの維持・向上を重視し、職員が働きがいを感じながら仕事も生活も充実できるような職場環境づくりをめざすため、令和6年度は次ページに記載する働き方改革の取組を進めます。

なお、取組にあたっては、次の3つの内容に着目して取り組むこととします。

みんなで取り組もう



働き方改革

※所属長は庶務事務システムを利用し、所属内(部次長については部局内)の職員ごとの時間外勤務時間や休暇取得状況等を把握することで、職員間の作業負荷の平準化等に努めます。



各職場において職員の多様な働き方を認め、働きやすい職場環境で **職員が能力を発揮** できる職場環境を促します。



業務の簡素化・効率化等による生産性向上が不可欠であることから、**長浜市業務変革** (事務の見直し、窓口サービスの受付時間短縮、DX推進、BPR等)の取組と連携して進めます。



年次有給休暇の **年度単位化** により、業務に合わせた休暇が取得しやすくなったことから、休暇取得数の増加をめざします。

令和6年度長浜市職員働き方改革の取組について【具体的な取組内容】

組織マネジメント

ハマ★ボス宣言に基づく職場での実践

4月の職場研修の必須テーマを「ハマ★ボス宣言・所属目標・自己紹介」とし、所属長の宣言に基づく職場での実践を推進します。



仕事と家庭の両立支援

育児休暇や介護休暇等の各制度の周知による活用を促し、仕事と家庭の両立を支援することで、安心して仕事に打ち込める環境の整備や離職防止を図るとともに、共働き家庭等のワークスタイルをミニ研修新聞等を通じて発信することで、周囲の理解を深める取組を進めます。

時差出勤・在宅勤務の推進

職員の柔軟な働き方を促進するため、時差出勤を推進し、業務の効率化やプライベートの充実を図ります。

また、場所にとらわれない柔軟な働き方をめざして、育児・介護等との両立も可能となる在宅勤務（テレワーク）を推進します。



柔軟な働き方支援

健康経営の推進

心身の健康の維持増進

心身の健康を維持するため、自身の健康やストレスの状態を知り、職場環境の改善につなげることができるストレスチェックの実施等によるメンタルヘルス不調の予防及び定期・成人健康診断等の各種検診の受診者を増やす取組を進めます。



定時退庁・休暇取得の促進

時間外勤務命令の上限「月45時間・年360時間」の徹底

業務の生産性向上に向けて、所属長は必要最小限の時間外勤務を命ずるものとします。



毎週水曜日の定時退庁の徹底・強化月間（8月）の実施

メリハリのある働き方を推奨するため、毎週水曜日の昼と夕方に、館内放送で定時退庁を促すアナウンスを行い、業務時間内に仕事を終える雰囲気を組織全体で醸成します。

毎日20時完全退庁の徹底

時間外勤務の慢性化をなくすため、緊急の場合等を除き、全職員の庁舎退庁時刻を毎日20時までとします。また、帰りやすい雰囲気を作るため、館内放送でBGMを流します。

毎月1～2日以上の子有給休暇・特別休暇・振替休日の取得促進

グループウェアのスケジュール機能等を用いて各職員が休暇取得の予定を職場内で共有し、休暇を積極的に取得することで、健康保持増進とプライベートの充実を図ります。

お盆期間の年次有給休暇等の集中取得の促進

期間中、各職場において業務等に支障がない範囲内で、最小限の人数体制による業務を行い、夏季休暇の取得と併せて連続した休暇取得を促進します。

夏季休暇取得の促進（6月～10月）

令和元年度から延長した夏季休暇（5日）取得期間において、職員の心身のリフレッシュを促進します。

各部局においては、業務の特性に応じた働き方改革の取組テーマを決め、積極的な実施を行います。

長浜市地域経営改革会議委員名簿

〔任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日〕

区分	分類	氏 名（敬称略）	職 名 等
1 学識経験を有する者	大学教授	横山 幸司	国立大学法人滋賀大学 経済学部 教授 社会連携センター長
2 学識経験を有する者	大学教授	鵜飼 修	滋賀県立大学 地域共生センター 教授
3 学識経験を有する者	大学教授	壬生 裕子	同志社大学政策学部 嘱託講師 京都地方自治総合研究所 研究員
4 その他市長が必要と認める者	地元金融機関	田邊 勇次	長浜信用金庫 理事
5 その他市長が必要と認める者	企業経営者	蒲生 仙治	日本ソフト開発株式会社 代表取締役
6 その他市長が必要と認める者	企業経営者	松宮 誠也	公認会計士・税理士 松宮税理士社会保険労務士事務所 代表 教育委員
7 学識経験を有する者	経済団体の代表者	宮川 伸子	長浜ビジネスサポート協議会事業推進員
8 その他市長が必要と認める者	市民活動実践者	堀江 昌史	イカハッチンプロダクション、丘峰喫茶店 出版社能美舎 代表
9 その他市長が必要と認める者	市民活動実践者	山内 美和子	高時地区地域づくり協議会活力プランナー

（敬称略、順不同）

■事務局・説明者名簿

部名	課名	役職	氏名
未来創造部	—	部長	中嶋 克之
	—	次長	村崎 晴美
	政策デザイン課	課長	手崎 俊之
		課長代理	服部 泰治
		係長	山崎 正雄
総務部	—	管理監・人事課長	伊吹 定浩
	財政課	課長	清水 宏明
	財政課財産活用政策室	室長	中村 哲夫
未来創造部 デジタル行政推進局	デジタル行政推進課	局長・課長	宮川 尚久

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市地域経営改革会議(以下「改革会議」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する改革会議の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画(行財政運営、行政改革の推進に関する事項)の策定及び推進に関すること。
 - (2) 行財政運営、行政改革の推進に係る実施計画の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
 - (3) 行政デジタル化及び民間活力の導入推進に係る工程表の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
 - (4) その他地域経営の改革に関し市長が必要と認めること。
- 2 改革会議は、前項に掲げる事項について、必要に応じ市長に対し提言又は助言を行うことができる。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 改革会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、改革会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 改革会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 改革会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 改革会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会議には、総務部人事課長、総務部財政課長、総務部財政課財産活用政策室長及び未来創造部デジタル行政推進局デジタル行政推進課長が出席するものとする。

- 2 改革会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 改革会議の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、改革会議の運営に関し必要な事項は、委員長が改革会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。